

## 大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

### 第1 開催日時

令和2年9月16日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

### 第2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

### 第3 テーマ

裁判所における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について

### 第4 出席委員（委員別，50音順）

#### 1 地方裁判所委員

梅田健史（家裁委員兼務），岩坪朗彦（家裁委員兼務），空閑直樹，草場淳（家裁委員兼務），仲摩典幸，原口祥彦，山口直子，山下和子

#### 2 家庭裁判所委員

磯尾俊明，小野貴美子，川井祐二，柴田文子，生野裕一，田崎真佐恵，平倉賢明

### 第5 議事内容

1 前回の委員会の結果を踏まえた水害対応の取組内容の説明

2 裁判所の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の説明

3 実際の対策状況の見学（家裁調停室及び法廷に移動）

4 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

□ 2及び3を踏まえて，裁判所の取組について意見等をいただきたい。

◆ 調停室では，凶器等にならないために，段ボール製の間仕切りを使用していたが，代理人が調停事件に同席すると，相手方の顔が段ボールで遮られ表情が確認しにくい。他庁では，ビニール製の威圧感のないものがあった。そのようなものに変更することを検討いただければと思う。

また、裁判所の利用者は、緊急性等の事情から、無理をしてでも来庁することが考えられるため、来庁者の検温を行うべきではないか。裁判所に来庁時に検温を実施している庁はあるのか。

- 裁判所は、利用者の安全を確保しなくてはならない。そのため、調停事件では、感情的になる方もいるので、新型コロナウイルス感染症対策と安全面の両方を考慮して、段ボール製を使用している。
- 検温については、裁判所職員に対し、日ごろから健康観察を行うように促している。また、来庁者から体調不良等の申出があれば、検温を行うが、来庁時の一律の検温は行っていない。なお、他庁のことは、承知していない。
- 事件関係者の呼出し等の際には、色の付いた付せんに、発熱等、体調の優れない方は、職員に連絡をいただくように記載し、それを貼付した書面を送付している。また、調停事件等で来庁いただいた方は、最初に書記官室の窓口にお越しいただき、職員が必ず体調確認を行っている。
- 裁判所の来庁者には、訴えられて来庁される方もおり、来庁することに多少なりとも不満を持っている方もいらっしゃるため、一律の検温を行うには難しい面がある。そのため、弁護士等からの事前の情報収集が大事である。
- ◆ 判決言渡期日が延期された事件があったが、判決言渡しは、民事裁判であれば当事者不出頭でも行えるため、期日延期の必要性に疑問を感じた。また、期日が4か月程度先に延期された事件もあった。このような状況を踏まえると、緊急事態宣言下における裁判所の対応の感想としては、緊急性のある期日以外は全て取り消すなど、他の官公庁に比べて、業務縮小範囲が広すぎる印象を受けた。また、期日取消しは仕方ないとしても、事件によっては緊急性等も異なることから、期日再開までに、当事者不出頭で

行える措置を行うなどの工夫があってもよかったのではないか。

なお、当事者からの期日進行の緊急性の申出の有無、また、その申出に応じたケースがあったのか教えていただきたい。

- 個々の事案についての回答は控えさせてもらうが、民事裁判では、争点整理手続が長期間行われるため、緊急事態宣言下においては、大分市内の弁護士でも電話会議で実施し、当事者不出頭でも実施できる手続で進行したので、訴訟進行への影響は小さかったと考える。また、民事裁判における判決言渡しは、確かに当事者不出頭で行えるが、判決言渡しにより、控訴等の検討のため、当事者間の打合せ等、結果的に人と人との接触を促すことになりかねないため、判決言渡しを控えた事件もあると聞いている。

なお、一律に判決言渡しを延期したわけではなく、個別の事件毎に、事件の緊急性等、事案に応じて検討を行ったと聞いている。また、期日を行えなくても、手続進行のための指示を当事者に出すなどして、できるだけ事件が空転しないように努めた。なお、個々の裁判官の訴訟指揮の問題のため、対応を一律に行ったわけではない。

- 緊急事態宣言においては、政府から、人と人の接触を7割ないし8割減らすように指示されており、それに応じた職員配置による業務は限られる。

しかし、緊急事態宣言下でも、相談者等が減少するわけではなく、限られた人数での業務は、繁忙度が高かった。再度、緊急事態宣言が発令されるような事態になった場合の対応について、これまでいただいた意見も踏まえて、今後の対応を検討する必要があると考えている。

引き続き、各機関の取組について、御紹介いただきたい。

- ◆ 当庁も国の機関として、緊急事態宣言下では、業務を縮小した。他方で、事件は待ってくれない。犯罪捜査は先送りできないため、対応に苦慮した。事案によって、緊急性の程度に違いがあるので、程度に合わせて対応した。

また、緊急事態宣言解除後も地域の実情に合わせた対応を行っている。

なお、早い段階で検討を行い、対応が速やかに行えるように、関係機関と連携して、関係者の体調について、情報共有を密に行い、対応のシミュレーションを実施している。

- ◇ 在宅勤務を行うように指示を出したが、繁忙等の理由で困難な部署もあった。また、新型コロナウイルス感染症対策として、通勤方法を自転車や自家用車に変更する、毎朝の検温の実施を促すなどの取組を行った。
- ◇ お客様と接する全ての部署に、飛沫スクリーンを配布し、社員とお客様の双方を守る対応を行った。セミナーは、ほぼ全て中止にした。マスクについては、他の機関と同様である。スプリットオペレーションとして、同じ業務をしている者の部屋を半分に分け、半分でも業務が継続できるような工夫をした。職場の消毒として、ドアノブ、机上、トイレ等の頻繁に触れる場所を1日2回清掃するよう指示を出した。会議は、各自のデスクからスカイプを利用してテレビ会議を行った。その他には、テレワークにより、接触防止を図ったが、部署によっては、それが困難な部署もあるので、そのような部署においては、出勤時間を分けるなどの対策を行った。また、昼食時に向い合わせにならないようにしたり、朝の更衣室が密になることを避けるため、利用時間を分けたり、接客のない部署は、私服で業務にあたってもらった。検温は、自宅だけでなく、会社でもできる体制を整えている。
- ◇ 同業者に感染者が出たため、しばらくほとんどの業務が停止となり、館内の消毒等もあり、かなりの打撃を受けた。そのため、新型コロナウイルス感染症対策を強化した。本社からは、細部に分かれたジャンル毎のマニュアルやガイドラインが送付された。また、会議等の人が集まる行事の自粛も行った。同時に、感染者が出た場合のマニュアルも作成した。国や地

域の実情に応じて、テレワーク、在宅勤務及び時差出勤を行うためのマニュアルや在宅勤務のための設備も整備した。一方で、会社の社会的使命を果たすことにも努めた。今後は、新型コロナウイルス感染症対策のための最新の設備や検温装置を導入する予定である。

□ 裁判所の取組として意見をいただいた裁判期日の変更の方法や取消後の再開方法等については更に検討することとしたい。

## 第6 次回期日等について

### 1 テーマ

裁判手続等における秘匿情報の取扱い（個人情報の保護）について

### 2 場所

大分地方裁判所大会議室

### 3 日時

追って指定